

タクシー利用料金の助成が始まります。

妊娠1回につき
最大**3万円**助成

妊産婦出産・健康診査等交通費助成金



小山町では、安心して子どもを産み育てる環境づくりをめざして、
小山町民の妊産婦（産後2か月以内まで）
を対象に交通費を助成をします。

対象となるタクシー利用

※令和8年4月1日以降の利用

- ①妊娠又は出産に関わる健診
- ②出産のための入退院
- ③妊婦歯科健診
- ④産婦健診
- ⑤1か月児健診

自宅や里帰り先等から医療機関間での
タクシー利用が対象です。



申請方法

タクシーの利用後、最後に利用した日から1年以内に、下記書類を揃え、
小山町健康増進課に申請してください。

- ①小山町妊産婦出産・健康診査等交通費助成金申請書兼口座振替依頼書
- ②タクシー利用料金の領収書（利用日・料金がわかるもの）
- ③医療機関等の受診日がわかる書類（母子健康手帳の写し、医療機関等の領収書の写し等）
- ④妊産婦の口座情報がわかるもの

お問い合わせ

小山町健康増進課

小山町小山75-7（健康福祉会館内）

☎0550-76-6668